岩手県告示第592号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項の規定により、岩手医科大学教職員組合中央執行委員長熊谷猛から、争議行為を行うことについて、令和８年11月13日次のとおり通知があった。

令和８年11月20日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　事件　令和８年９月16日付け「2026年度第一次要求書」、同日付け「定年延長制度の導入に伴う定年延長職員と同等の再雇用職員の処遇を求める要求書」及び同日付け「任期付、臨時、嘱託、障がい者契約職員の処遇改善を求める要求書」に対する同年10月27日付け回答書並びに同年11月11日の団体交渉における回答を不満とするもの

２　日時　令和８年11月24日午前０時以降、本件の解決に至るまでの期間

３　場所

（１）　紫波郡矢巾町医大通一丁目１番１号　岩手医科大学矢巾キャンパス

（２）　紫波郡矢巾町医大通二丁目１番１号　岩手医科大学附属病院

（３）　ほか、岩手医科大学構内全般又はその周辺

４　争議行為の概要　３の場所において、全て又は指名する一部の組合員によるあらゆる形態の争議行為及びこれに対する一切の妨害排除のための争議行為を単独又は併用して実施する。